

最終更新：令和2年9月18日

令和2年5月11日

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生に対する経済支援について

1. 令和2年度後学期緊急追加授業料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により学資負担者の家計が1/2以下に急変し、水産大学校授業料免除取扱規程の家計基準の範囲内となった学生に対して、令和2年度後学期授業料の緊急追加免除を行います。

手続きのご案内及び申請書類の配布は、学生部学生生活課窓口及びMASISで行います。申請の受付は9月30日（水）から11月11日（水）までです。

2. 令和2年度後学期追加授業料免除について

通常の後学期授業料免除を申請していなかった者について、追加の申請を受け付けます。

手続きのご案内及び申請書類の配布は、学生部学生生活課窓口及びMASISで行います。申請の受付は9月30日（月）から11月11日（水）までです。

なお、授業料免除制度については、各学生に配布の「Campus Life—学生生活と履修のてびき—」に掲載されていますのでご確認ください。

3. 日本学生支援機構貸与奨学金について

日本学生支援機構の奨学金については、貸与奨学金の緊急・応急採用の募集が随時あります。詳細は以下のURLにてご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

また、第二種奨学金（有利子貸与）の募集（二次採用）を実施します。学内の申込期限は10月16日（金）までです。申込資格・申込基準は以下のURLにてご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html

○水産大学校学生部学生生活課
経済支援係（平日：8:30～17:00）

TEL:083-286-5113(学生部代表)

E-mail:gakusei@fish-u.ac.jp

水産大学校における「学びの継続」のための『緊急追加授業料免除』について

1. 制度のポイント

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、家族の収入や学生本人のアルバイト収入の減少等により「学びの継続」の危機を抱える学生を対象に、授業料の免除を行う。
- 授業料免除額：学期ごとに授業料の全額（267,900円/学期）、
学期ごとに授業料の半額（133,950円/学期）、
学期ごとに授業料の5分の2（107,160円/学期）のいずれか

2. 支援対象となる学生の要件

以下の①及び②を考慮した上で、経済的理由により就学の継続が困難であると認める者

①次のアまたはイのいずれかを満たす場合

- ア. 国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給した世帯
- イ. 事由発生（新型コロナウイルス感染症の影響による収入減）後の所得が、前年（2019年）（取得できない場合は2018年）の所得と比較して、1/2以下となった世帯

②事由発生後の所得が、水産大学校授業料免除取扱規程に規定する基準の範囲内の者